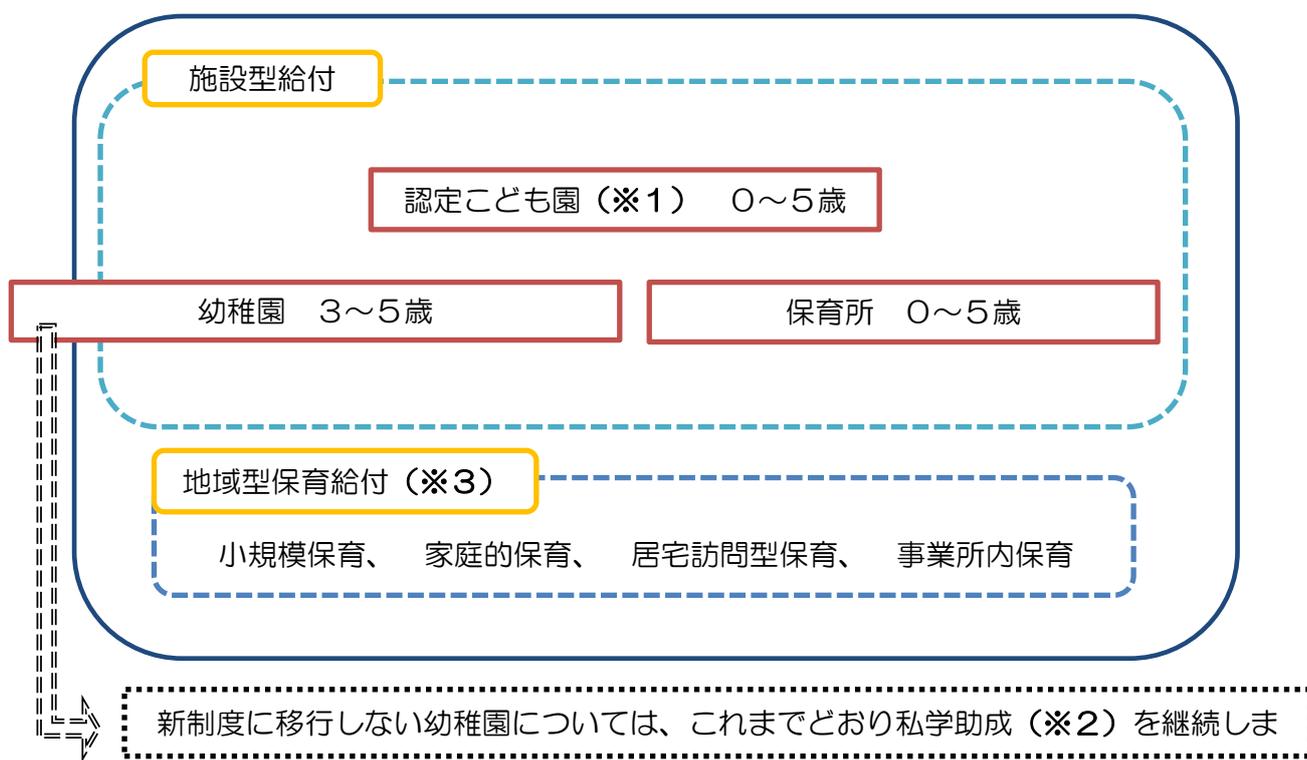


# 子ども・子育て支援新制度における教育・保育提供体制について

## 【新制度における全体像（イメージ図）】



### 認定こども園とは（※1）

教育と保育を一体的に行う施設

⇒保護者の就労状況に関わりなく、どの子どもも教育と保育を一緒に受けます。

### 従来型・幼稚園（私学助成）（※2）

〈入園申込み〉、〈保育料〉、〈就園奨励費助成〉等につきましては、現行の制度と変更はありません。

### 地域型保育事業とは（※3）

少人数単位（原則19人以下）で、3歳未満児の子どもを保育する事業です。

【特長】

保育施設を新たに設置する場所の確保が困難な市町村においては、待機児童の多い0～2歳の子どもを対象として保育の場を確保することができます。

#### ①家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数対象にきめ細やかな保育を行います。

#### ②小規模保育事業

定員19人以下の比較的少人数な環境で、きめ細やかな保育を行います。

#### ③居宅訪問型保育事業

利用者の自宅において保育従事者1人が子ども1人を保育します。

#### ④事業所内保育事業

会社の事務所内等にある保育施設などで従業員の子どものと地域の子どもと一緒に保育します。